

【情報セキュリティに関する基本方針】

ゴールドデンウェイ・ジャパン株式会社（以下、「当社」といいます。）は、当社の保有する情報資産を適切に管理し、情報の機密性、完全性、可用性を維持するための情報セキュリティ管理態勢の構築・整備が重要な経営課題であることを認識し、お客様に安心して当社サービスをご利用いただき、当社役職員が安全に情報を取り扱うために、下記の情報セキュリティに関する基本方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、情報の適切な管理及び保護に努めます。

本方針の対象となる情報は、当社の企業活動において入手及び知り得た情報並びに当社が業務上保有するすべての情報及びこれらを取り扱う情報システム（以下、「本情報資産」といいます。）を対象とします。

情報セキュリティ

「情報セキュリティ」とは、下記の情報資産の機密性、完全性、可用性を維持することを指します。

機密性：認可された利用者だけが情報資産にアクセスできること

完全性：情報資産の内容が、改ざんや破壊されたりせずに正確であること

可用性：認可された利用者が、必要ときに情報資産を利用できること

情報セキュリティ管理体制

当社は、本情報資産の適切な管理及び保護を行うため、以下の管理体制を整備し運用します。

1. 管理責任者と会議体

当社は、システムリスク及び情報セキュリティを統括管理する「情報セキュリティ責任者」を配置します。情報セキュリティ責任者は、原則システム部の部長とします。また、システムリスク及び情報セキュリティにかかわる報告、検討、審議を情報セキュリティ委員会で行います。

2. 適用範囲

当社は、本方針を当社の責任で管理・運営するシステム、情報資産及び当社の指揮監督を受けて業務に従事しているすべての役職員に適用します。役職員には、当社と雇用関係にある者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、雇用関係にない者（取締役、監査役、派遣社員、常駐業務委託社員等）が含まれます。

3. 遵守義務

当社のすべての役職員は、情報セキュリティの重要性を認識した上で、本方針及び本

方針に基づき定められた規程・基準等を遵守しなければなりません。

4. 社内規程等の整備

当社は、情報セキュリティにかかわる社内規程やマニュアルを整備し、本情報資産の適切な管理及び保護を行うためのルールを社内に周知徹底します。

5. 適切な情報セキュリティ対策の実施

当社は、情報セキュリティに関する管理態勢及び管理策として、以下の各項目の要件を充足するように構築します。

- ・情報資産を適切に管理し、情報の機密性、完全性、可用性を維持すること。
- ・情報セキュリティに係る管理者を定め、その役割・責任を明確にすること。
- ・当社が責任を負うべき顧客の重要情報を網羅的に洗い出し、把握・管理すること。
- ・サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し、必要な対策を講じること。

6. 社員教育・訓練の実施

当社は、全役職員に対して、適切な対応を行い、管理策の実効性を十分確保できるように、情報セキュリティにかかわる教育・訓練を定期的の実施します。

7. 内部監査の実施

当社は、情報セキュリティにかかわる法令及び社内規程等の遵守状況について、定期的に内部監査を実施します。

8. 外部委託先の管理監督

当社は、当社の業務を外部委託する場合、本方針に準じた管理体制を維持するよう契約書等に明記し、管理体制が適切に維持されていることを定期的に確認します。

2022年4月15日 制定

ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社